

本宮市復興推進計画

平成30年 1月17日
福島県本宮市

1. 計画の区域 本宮市全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本太平洋沖地震は、マグニチュード9.0という我が国の地震観測史上最大規模となり、その後に続いた大津波は太平洋沿岸部に、尊い生命と財産を奪う破壊的な被害をもたらした。本市においても、地震により家屋、道路、教育施設、上下水道等に甚大な被害を受けている。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故は、広範囲にわたり放射性物質を飛散させ甚大な環境汚染を引き起こし、健康被害への懸念や不安、また、農林水産業・観光産業・商工業などへは風評被害等をもたらした。本市においても、平成23年工業統計における製造品出荷額が、震災前年と比較し、約4割減となるなど、地域経済に甚大な影響を及ぼしている。

このような状況の中で、本市は、東北自動車道と磐越自動車道とがクロスする郡山ジャンクションに近接しており、東北自動車道本宮インターチェンジを有するとともに、5つのインターチェンジと近接するなど地理的優位性を最大限に活かし、福島復興に貢献していくとともに、地域経済の活力再生及び雇用確保と増大を図るため、本市の中核的産業を担う立地企業の体力強化に向けた支援を目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

立地企業の体力強化を図ることによって、地域経済の活力再生及び雇用確保と増大を推進するため、本市の製造業において従業者数で第7位となる中核的な産業である生産用機械器具製造業について、立地企業の設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本市に立地する株式会社佐藤製作所（以下「対象事業者」という。）が、東笹田工業団地において産業機械等の精密板金部品製造工場増設に必要な資金を貸し付ける事業

②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市の生産用機械器具製造業は、市内の製造業における従業員数で第7位の中核的な産業である。

また、本事業は、本市の生産用機械器具製造業において、製造品出荷額で約 18%、従業員数で約 26%を占める対象事業者が実施するものであり、雇用創出についても新規雇用者 3 名の雇用創出効果が見込まれる。

したがって、本事業は本計画の目標に掲げた「地理的優位性を最大限に活かし、福島復興に貢献していくとともに、地域経済の活力再生及び雇用確保と増大を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③施行規則第 2 条に規定する該当事業

施行規則第 2 条第 6 号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関

株式会社東邦銀行

⑤特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3 億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第 4 4 条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

産業機械等の精密板金部品製造工場増設を行う対象事業者は、本市における生産用機械器具製造業における代表的な企業の一つであり、本市にとって重要な地域産業の牽引的役割を果たしている。

このため、当該計画の実施により、対象事業者の生産能力が増大することによって、安定した雇用の確保及び増大並びに関連する地域産業の活性化に結び付くものであり、これらの効果は、本市における復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力の再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第 4 条第 3 項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、本宮市、福島県、本宮市商工会、株式会社東邦銀行、対象事業者を構成員とする本宮市産業復興推進協議会（地域協議会）において、法第 4 条第 6 項に基づく協議を行った。